

議会議案第 8 号

住宅宿泊事業に対する監督体制の強化と住環境保全を求める意見書提出
の件

住宅宿泊事業に対する監督体制の強化と住環境保全を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき、別紙のとおり関係行政庁及び国会に提出するものとする。

令和 8 年 9 月 30 日 提出

八尾市議会議員	五百井	真	二
同	松	田	憲幸
同	山	中	宏
同	梶	井	政佐美
同	奥	田	信宏
同	吉	村	拓哉
同	田	中	慎二
同	越	智	妙子

住宅宿泊事業に対する監督体制の強化と住環境保全を求める意見書

観光立国の推進に伴い、住宅宿泊事業（民泊）は多様な宿泊ニーズへの対応や空き家の有効活用として期待されている。しかし、都市部を中心に民泊施設が急増する中、深夜の騒音、ゴミ出しルールの不徹底、不特定多数の出入りによる防犯上の不安など、地域住民の平穏な生活環境が脅かされる事例が後を絶たない。

特に、管理者が常駐しない施設におけるトラブル対応の遅れや、いわゆる「ヤミ民泊（無届業者）」による脱法的な運営は、自治体の行政指導能力の限界を超えつつある。住民の安全・安心を確保し、地域社会と観光が共生するためには、現行制度の運用を抜本的に強化することが不可欠である。

よって、国に対し、下記事項について速やかな措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 住宅宿泊事業者及び仲介事業者に対する監督体制の強化を図ること。特に、不適切な運営を行う事業者に対する行政処分を厳格に運用すること。
- 2 地方自治体が地域の実情に応じ、条例による実施期間の制限や独自の規制をより柔軟かつ効果的に運用できるよう、技術的助言及び制度的支援を行うこと。
- 3 事業者に対し、周辺住民への事前説明の義務化や、トラブル発生時の責任者連絡先の明示、さらには対面またはＩＣＴを活用した本人確認の徹底を指導すること。
- 4 無届け・違法民泊を根絶するため、警察や保健所との連携強化を図るとともに、民泊仲介サイト等のデジタルプラットフォームに対する監視・削除

要請の仕組みを強化すること。

- 5 住環境の保全を最優先に、住宅地における民泊のあり方について、居住者の意向を反映できる仕組みの構築を含めた制度の全体的な検証と必要な法的措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月30日

大阪府八尾市議会

議会議案第 9 号

化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書提出の件

化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき、別紙のとおり関係行政庁及び国会に提出するものとする。

令和 8 年 9 月 30 日 提出

八尾市議会議員	五百井	真	二
同	松	田	憲幸
同	山	中	宏
同	榊	井	政佐美
同	奥	田	信宏
同	吉	村	拓哉
同	田	中	慎二
同	越	智	妙子

化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書

化学物質過敏症（MCS）は、日常生活の中で使用される家庭用品や建築材料、農薬、化粧品、柔軟剤等に含まれる微量の化学物質に反応し、頭痛や全身倦怠感、呼吸困難など多様な身体症状が生じる疾患である。

現在、厚生労働省の傷病名コードに登録されているものの、発症メカニズムの未解明な部分が多く、客観的な診断基準や専門的治療を行える医療機関が極めて少ないのが現状である。特に近年では、人工的な香料等によるいわゆる「香害」をきっかけに発症・重症化する事例が相次いでおり、家庭や職場、学校、公共施設等での不理解から、就労・就学の断念や不登校、社会的隔離へと追い込まれる患者が絶えない。化学物質過敏症は誰もが突然発症し得る疾患であり、当事者の経済的不安定や精神的孤立を防ぐ支援策の確立は一刻の猶予も許されない。

よって、政府においては、令和6年4月に施行された改正障害者差別解消法の趣旨も踏まえ、化学物質過敏症患者の生命と暮らしを守り、社会全体の化学物質リスク管理を高めるため、以下の措置を速やかに講じるよう強く求める。

記

1 全国的な疫学調査・実態調査の実施

全国における化学物質過敏症の患者数や発症要因、生活・就労・就学上の不利益の実態を正確に把握するための大規模な調査を実施すること。

2 客観的診断基準の確立と専門医療体制の整備

標準的な診断基準や診療ガイドラインの整備・普及を進めるとともに、各都道府県における専門外来の開設支援や一般の医療機関における知識・対応力の向上を図ること。

3 公共施設や学校等における環境対策と「香害」啓発の推進

学校、児童福祉施設、医療機関、公共施設等における室内空気環境の安全

確保（化学物質低減対策）を推進すること。また、人工香料等による体調不良への配慮について、5省庁連携によるさらなる周知・普及啓発を展開すること。

4 就労・就学現場における「合理的配慮」の提供徹底と環境整備

改正障害者差別解消法に基づき、職場や学校において個別の状況に応じた室内環境の整備、在宅勤務・オンライン授業の導入など、適切に合理的配慮がなされるよう事業者及び教育機関等への指導・ガイドライン作成を推進すること。

5 総合的な相談支援体制の構築と社会的理解の促進

患者や家族が抱える苦痛や社会的孤立を防止するため、自治体の保健所や福祉窓口等における専門的相談体制を強化するとともに、国民への正しい知識の普及を図ること。

6 発症メカニズム解明及び治療法確立への研究支援強化

発症・解毒メカニズムの解明やバイオマーカー（客観的指標）の開発、治療法・予防法の開発に向けた研究に対する財政的・専門的支援を大幅に拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月30日

大阪府八尾市議会

議会議案第10号

夏休み中の子どもの貧困対策および緊急セーフティネットの強化を求める
意見書提出の件

夏休み中の子どもの貧困対策および緊急セーフティネットの強化を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき、別紙のとおり関係行政庁及び国会に提出するものとする。

令和 8 年 9 月 30 日 提出

八尾市議会議員	五百井	真	二
同	松	田	憲幸
同	山	中	宏
同	梶	井	政佐美
同	奥	田	信宏
同	吉	村	拓哉
同	田	中	慎二
同	越	智	妙子

夏休み中の子どもの貧困対策および緊急セーフティネットの強化 を求める意見書

長引く物価高騰の影響等により、低所得の子育て世帯やひとり親世帯においては、生活苦がより深刻化している。特に夏休み期間中は学校給食がなくなるため、子どもの欠食や栄養不足が懸念されるとともに、猛暑の中で冷房設備のない自宅で過ごさざるを得ないなど、子どもの健康リスクや家庭の孤立化が極めて深刻な課題となっている。

こうした子どもの健康リスクや孤立、栄養不足の問題を解消するためには、安心・安全な「涼しい居場所」に行けば「食」が提供され、そこへのアクセスが確実に保障される緊急セーフティネットの構築が急務である。

政府においては、こども家庭庁を中心とする関係省庁の補助事業や制度を複合的に活用し、地方自治体が地域の実情に応じた柔軟かつ切れ目のない「夏休みこども緊急セーフティネット」を早期に確立できるよう、以下の事項について速やかに必要な措置を講じることを強く求める。

記

1 身近な公共施設の拠点化と涼しい居場所・食の確保

学校施設（図書室・多目的室等）を「こどもクーリングシェルター」として開放・活用できるよう支援するとともに、児童館や放課後児童クラブ等を拠点とした柔軟な受け入れと食事提供体制を構築すること。また、放課後児童クラブの夏休み期間中における分室設置や受入枠拡大に関する財政支援を強化すること。

2 地域における食料供給ラインの強化と政府備蓄米の活用

こども食堂やフードバンク、こども宅食等の活動に対する継続的・実効性のある財政支援（「地域こども生活支援事業」等の拡充）を行うこと。あわせて、フードバンク認証制度の普及や、食育の一環としてこども食堂・宅食等への政府備蓄米の無償交付・円滑な供給体制を推進すること。

3 アウトリーチ型支援と情報発信の強化

自ら支援を求められない困窮世帯や要保護児童等に対し、こども宅食や定期的な訪問見守り（「支援対象児童等見守り強化事業」等）を推進すること。また、必要な支援情報が対象世帯に届くよう、SNS等を活用したプッシュ型支援情報の発信体制を拡充すること。

4 困窮世帯向け「子どもの学習・生活支援事業」の拡充

生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習・生活支援事業」について、物価高や賃金上昇を踏まえた基本基準額の更なる引き上げや、体験格差・進学格差を解消するための体験活動・軽食提供等の支援を一層推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月30日

大阪府八尾市議会